

## 富山市上下水道局業務委託低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市上下水道局が発注する業務委託の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定する場合に実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象となる入札等)

第2条 富山市上下水道局が実施する業務委託低入札価格調査については、富山市業務委託低入札価格調査制度実施要領の規定を準用する。この場合において、「契約課」とあるのは「契約出納課」と、「財務部次長」とあるのは「上下水道局長」と、「適用業務の予算を所管する部局の次長又は設計を所管する部局の次長」とあるのは「上下水道局次長」と、「契約課長」とあるのは「契約出納課長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月2日から施行する。